

フランス革命初期の土木行政—土木技師関連法案をめぐって

京都大学 学生会員 根岸 美幸

1, 始めに

フランスにおける国土整備事業は、18世紀初めに開設された土木局が中心になって運営されていたが、土木建設事業にかかる費用や道路賦役に対する批判により、この集団は常に安定した立場にあったとはいえず難かった。革命勃発後、国民議会は土木局廃止論と平行して、新しく施行された県制度と連動した、地方分権の発想に基づく土木技師の管理システムを目指すようになる。法令やデクレ、訓令の公布にはその都度修正意見が提出され、議会と県、それに土木技師の各々の利害が交錯すると同時に、革命期の対外戦争に呼応した工兵団と土木局の統合問題も議論の俎上に上った。

本稿では、革命勃発直後から、1791年1月19日の法そして同年4月17日の訓令、続いて同年8月18日の法が公布された経緯を通して、公共建設活動をめぐる集団の利益について考察する。一次史料としてパリの国立文書館に所蔵されている手稿史料(F/14/9967, 11052, 11053)を主に使用し、ピコンらの先行研究では追究しえなかった「集団の精神」が土木事業の公共性とどのようにして関連づけられていったのか分析する。

2, 1791年1月19日の法令に至る過程

(1) 1789年末から1790年初頭にかけての状況

既存の行政区画への疑問は旧体制時代から存続しており、国民議会では新しい県制度の施行は早くから議論されていた。従来は徴税管区単位で実施されていた土木事業は、この県制度の施行によって土木局の権限が干渉されることが予想された。

この動きに対し、土木技師側からの働きかけがどのようになされたのだろうか。ロレーヌの主任技師、ルクルーは国民議会議員にあてて公共土木行政についての報告書を作成した。この中で、ルクルーは県制度にかかわる王国分割への疑問を提示し、その上で、運河や河川交通、橋、商用港といった土木工事にかんする規則を設ける必要性を訴えた。土木学校校長兼首席土木技師ペロネは、さきのルクルーの報告書を受けて、建設計画の実施や入札にかんする規則を提案する意見書を送った。ペロネにとって、技師の役割とは具体的には報告書の作成であった。良心ある、公平でかつ知識のある専門家によって作成された文書を発信することにより、立面図や平面図といった建築物についての視覚情報から、資材調達、人件費の算出といった経費の問題も含めて掌握した土木技師、現場の作業と中央の行政管理部門との中間にたつ、信頼できる技術者集団としての土木局の重要性を国民議会にアピールしたいと考えたのである。

国民議会に向けての表明はこれだけにとどまらなかった。土木局の責任者である財務監督官、ラ・ミリエールもまた1790年1月以降、土木局の必要性を強調するた

めに、一連の報告書を発表していた。彼は「土木行政府についての報告」の序文にて、国民議会からの情報開示要求に応じて、土木局監察官が工事費用を公開することを提案した。ラ・ミリエールは国民議会の議員に向けて報告書をこの他にも2本作成したのだが、さらなる資料作成によって国民議会への働きかけをペロネに提案した。ペロネは土木局の実績を示すために、18世紀初めの土木局創設に遡って、土木局が手がけた工事の一覧表を作成することを考案し、全国の技師へ回状を送った。この指示は全員の賛同を得られたわけではなく、ブザンソンの主任技師マイヨのように、報告書の量産が土木局の防衛に役立つのか疑問視する声もあった。

国民議会としては、会計監査の必要性を訴えていた。議員ル・ブリュンは土木行政の閉鎖性とこの部門に対する監視不足を告発し、工事の見積もりを作成した技師による濫用を警戒していた。彼はペロネの提案に不満を感じており、工期中に発生した障害や計画変更理由について詳述させるというもう一つの規則を示した。これは、請負業者や県、もしくは地区の官吏といった土木局外部の意見を導入するというもので、土木局の閉鎖性という問題を解決するためのものであった。

(2) ペイ・デタの問題と工兵団との統合問題

1790年6月5日の国民議会では土木局の構成についてのデクレ案が討議された。この討議についての意見書によると、土木学校の運営やペイ・デタの技師、土木局と工兵団の統合についての意見が明らかにされた。

まず、国民議会においては土木学校の評価は芳しくなかった。次に、土木学校の維持について肯定的な議員もいたとはいえ、首都以外の地方での巡回や研究・教育の費用節約のために、アミアンとトゥールーズとの2地方への分割が提案された。さらに、ペイ・デタ地方出身の土木技師の水準が疑問視され、土木学校出身者と彼らが協同して活動すること、各県議会が技師登用に関与すること、加えて、「土木局と工兵団の統合案」も提示され、1760年代以降土木局が主導権を握った商用港建設について工兵団が再度関わろうとしていることが判明した。

土木局の編成について最初の法令を定めるにあたり、かつて土木局を管理していた財務総監の管轄を引き継いだ財務委員会は、管理原則についてのデクレ案を作成した。この中で、土木局および土木学校の現行方式維持が勧告されているが、ペロネはラ・ミリエールへ書簡を送り、土木局職員の人数について問題があると伝えている。また、このデクレ案には工兵団との協同方式も提案されており、商用港および国境付近の建設計画においては、土木局と工兵団の各メンバーにより混成された委員会において検討することとされている。

1790年11月4日から同年12月31日までの間に、一

連のデクレが発され、それらについての意見書もまたものされた。デクレ案の多くの条項が改訂されたにもかかわらず、特に主任技師の配属人数や県における彼らの罷免、土木学校の学生採用についての問題点が提起された。12月16日のデクレにおいて総額1万5000リーヴルにのぼる基金運用にかかる入札監視のための規則が決定されたが、これに対して国民議会は各県に向けて12月26日には公共土木事業の行政府にかんする新方針を表明する訓令を発した。

この訓令では基金の取り扱いにかんする注意が促されている。「県は労働者に相応の給料のみ支払うよう最大の注意を払うこと。結果として県はすべて出来高払いで労働者を働かせなくてはならない。」と述べたあと、入札を行って直ちに労働者を雇い入れ、予定通りの人件費ですぐれた施工をさせることを勧めている。

3. 土木技師にかんする規定をめぐる議論

(1) 1791年1月19日の法令

1790年11月4日以後、12月14日、16日、28日、そして31日と連続したデクレののちに公布された翌年1月19日付の法令であるが、これに至るまでの改訂箇所をみてみよう。土木局の構成にかんしては、旧体制期の局長職が廃止され、技手職は「常勤技師」と改称されている。主任技師と総視察官が担当する県の数や、かつてのペイ・デタの技師の登用も加えられた。土木学校にかんしては、採用について定員外学生の枠が廃止され、入学試験が導入された。

この法令に続く4月17日付の訓令では、土木局は、道路や土木工事、運河、商用港にかんすることすべての知識をもたねばならないが、教会や修道院、公民館、病院、監獄、井戸などのような公共建築については責を負わないとされた。さらに、「技師が土木工事のために共同体に雇用されること、並びに共同体が適当と判断するのであれば、土木局委員会の意見を要請する」という文章をもちこんで、土木局は県議会のような共同体に従属する位置づけがなされた。

この訓令はまた県の土木工事施工や基金についても定めているが、翌2月には土木事業にかんする複数の意見書がものされる。一方、土木局委員会は主任技師や視察官の職務について再考を促すために、1月19日付法令第2編第2項「主任技師という官吏の職務は、引き続きこの職名のもとで、あるいは土木局視察官の職名のもとで行われることとし、主任技師は3ないし4県を担当するが、視察官は2ないしそれ以上の数の県を担当するものとする」について追加条項を要請する。

土木局委員会が国民議会議員へ送った書簡(7月29日付)によると、「国民議会在12月16日の調書において視察官の資格を維持すると形式的に告知したにもかかわらず、第2項の文面によって剥奪されて技師の資格に再び降格する。」「元総視察官は、彼らの資格に応じて、より多様な試練を受け、そして全員が技手の資格へ降格され

る。彼らの功績や経験は剥奪され、ついには資格により得ていた報酬の一部を完全に失うであろう。」というように、集団内の既存の秩序を乱す条項への抵抗を露わにした。

さらに土木局委員会は、主任技師の担当地区を2県に減らすこと、コルシカのみ主任技師一名が担当すること、そして視察官職にかんしては、主任技師の管理下にて技師と同等の手当をあてがって存続させ、主任技師が居住しない県に配置することを提案した。このように財務委員会が提案するヒエラルキーは賛同できないと土木局側が表明したことにより、再度法令は改訂されることになる。

(2) 1791年8月18日付の法令

前年12月31日付のデクレ以来、土木行政府の職員の採用方法が明確化された。カンプレシスの議員、エトゥメルは8月4日の国民議会の席上でこのデクレについての意見とそれを完璧にするために築堤事業、ペイ・デタ出身の技師の処遇、および地図の保管について提案を行った。まず最初に築堤業務を専門の技師に担当させ、土木学校出身の技師はこの築堤技師と常に競合することとした。次いで、ペイ・デタの総視察官と運河管理官のうち、10年以上の勤続経験者に対しては総視察官の職、もしくは主任技師の職を請われるものとし、運河管理官についても同様に、10年以上勤続している者には技師の地位を請われるとの考えを示した。最後に地図の保管については、すべての大規模土木工事の図面原紙は総視察官や土木行政担当官吏、内務大臣の署名をつけて土木学校の建物にある書庫にて保管すること、国境付近の道路や運河、国防に直接影響する図面にかんしては原紙を軍の文書館に、写しを軍文書館と土木学校書庫に保管することを提案した。

8月4日と6日のデクレの後、8月18日付にて法令が発せられた。内務大臣は土木行政の責任者と明言され、ペイ・デタ出身の技師にかんしてはさきの提案通りとはいかなかったが、土木局委員会の構成員としてペイ・デレクシオン出身の総視察官から5名、ペイ・デタ出身の主だった技師の中から3名が総視察官として任命された。

4. 終わりに

土木行政をめぐる一連の法整備は、常に国民議会と土木局の対立を伴った。土木局側からみれば既存体系の侵害に相当する、特に県会に与えられた罷免権は、公共建設事業における権力分散化の試みの一つと指摘できよう。土木局と工兵団の統合計画は実現しなかったものの、理工科学校設立の前段階の議論であったとも考えられる。公共建設活動における地方分散化の具体例については、更なる史料調査が必要であるが、今後の研究課題として継続して取り組む所存である。